

自動車保管場所届出書 (新規・変更)			自動車の区分	登録・ 軽
車名	型式	車台番号	軽自動車は「軽」に○印をする。 大きさ	
スズキ	CBA-NZW121	NZW121-029999888	長さ	339 センチメートル
完成検査終了証、自動車検査証又は譲渡証明書等に記載してある内容を記入する。			幅	147 センチメートル
			高さ	151 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置		福岡市博多区東公園7番7号-707号 (個人の場合は住民票上の住所を記入する。)		
自動車の保管場所の位置		福岡市博多区東公園7番7号 (駐車場の所在地を記入する。)		
※ 保管場所標章番号				
上記の事項について届出をします。				
警察署長 殿		〒 (812 - 8576)		
		届出者 住所 福岡市博多区東公園7番7号-707号		
		(フリガナ) ハカタ ハナコ		
		氏名 博多 花子		
		(092) ○×□ 局 4141 番		
		3枚とも押印 印		

備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあつては「新規」の文字を、法第7条第1項(第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定による届出(以下「変更届出」という。)にあつては「変更」の文字を○で囲むこと。

2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあつては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあつては「軽」の文字を○で囲むこと。

3 保管場所が申請者の所有であれば、自己単独に○印、それ以外の者の所有であれば、その他に○印をする。位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。

4 届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であつて届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示され、届出当日の届出日より15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号

(2) 自動車の使用の本拠の位置の位置と同一であるとき((1)に該当する場合を除く。)

申請車両が登録を受けていれば記入する。

該当するものに○印をする。

保管場所の駐車場名及び駐車枠番を記入する。

代理人申請の場合は記入する。

[アルファベット記入例]

A B E F G H I J K L M N O P Q S T U V W X Y Z

保管場所	自己単独・その他	申請車両	1.増車 2.買替 3.その他	駐車場(アパート)名	駐車場(区画)・番号	代理人	氏名
自動車登録番号						電話番号()	-